

世田谷区の支援体制

世田谷区犯罪被害者等相談窓口では専門の相談員を中心に、
犯罪被害を受けた方々への生活再建に向けて、様々な支援をコーディネートします。
また、世田谷区の関係する課や外部の関係機関とも連携しながら、支援していきます。



犯罪被害を受けた方々へ 支援のご案内



関係機関の連絡先

東京都

犯罪被害全般について東京都へ相談したい時は…

● 犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

03-3222-9050

月・木・金曜日：9時30分～17時30分

火・水曜日：9時30分～19時

※祝・休日、年末年始を除く

性犯罪被害について東京都へ相談したい時は…

● 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

03-5577-3899 または #8891 (全国共通ダイヤル)

24時間365日相談受付

※都内から全国共通ダイヤルに連絡すると、上記センターにつながります。

警察

犯罪被害全般について警察へ相談したい時は…

● 警視庁 犯罪被害者ホットライン

03-3597-7830

月～金曜日：8時30分～17時15分

※祝・休日、年末年始を除く

性犯罪被害について警察へ相談したい時は…

● 警察庁 性犯罪被害相談電話全国共通電話

#8103 (ハートさん)

24時間365日相談受付

※ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の相談電話窓口へつながります。

犯罪被害に関し法律や弁護士について相談したい時は…

● 日本司法支援センター(法テラス) 犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714

月～金曜日：9時～21時

土曜日：9時～17時

※祝・休日、年末年始を除く

犯罪被害者等
支援に関する
詳しい情報は
こちら



令和8年3月発行

ひとりで悩まずご相談ください

専門の相談員がお話をお聞きします

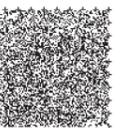
※秘密は厳守します

世田谷区犯罪被害者等相談窓口

電話 03-6304-3766

FAX 03-6304-3710

月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)



世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課

電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

世田谷区では以下の支援を実施しています

2025年(令和7年)4月1日以降に発生した犯罪被害が対象です

1 経済的支援



遺族弔慰金

お亡くなりになった方のご遺族へ、弔意を表し、支給します。

30万円

※過失運転致死傷罪を除く。

遺族子育て支援金

お亡くなりになった方の子どもの人数に応じて、ご遺族へ一時金を支給します。

子ども1人につき **30万円**

※過失運転致死傷罪を除く。

重傷病支援金

重傷病を負われた方へ、静養や休養のため、一時金を支給します。

10万円

※過失運転致死傷罪を除く。

性犯罪被害者支援金

性犯罪被害を受けた方へ、生活再建に向けた、一時金を支給します。

10万円

2 相談支援



弁護士相談費用助成★

日常生活の困りごと、メディアスクラムや裁判等に関する弁護士への相談費用を助成します。

1万1千円/回
3回まで

カウンセリング費用助成★

公認心理師、臨床心理士が行うカウンセリング費用を助成します(保険診療は除く)。

1万円/回
12回まで



3 居住支援



宿泊費用助成★

現在の住居に居住することが困難な場合に、宿泊施設の利用費用を助成します。

1万円/泊
6泊まで

転居費用助成★

現在の住居に居住することが困難な場合に、引越費用を助成します。

25万円/回
2回まで



4 家庭生活・社会生活継続支援



配食サービス

食事を作ることが困難な場合に、区が指定する配食業者より食事を配達します。

2食/日
60日間まで

食事費用助成★

食事を作ることが困難な場合に、フードデリバリー等の利用費用を助成します(アルコールを除く)。

1千円/食
120食(2食/日)まで

家事・介護等費用助成★

家事・介護等を行うことが困難な場合に、家事代行サービス等の利用費用を助成します。

5千円/時間
120時間まで

一時保育・預かり費用助成★

警察、裁判所、病院等へ行く場合に、一時保育・預かり費用を助成します。

3千円/時間
100時間まで

移動費用助成★

重傷病、心身の不調やメディアスクラム等により、外出や移動が困難な場合に、タクシー等の利用費用を助成します。

3万5千円まで

就労準備費用助成★

就職または転職する場合に、就労に必要な資格の取得や書籍代等にかかる費用を助成します。

10万円まで

修学費用助成★

重傷病、心身の不調やメディアスクラム等により、通学が困難な場合に、家庭教師代等の費用を助成します。

18歳以下の子ども1人につき **30万円まで**

ごみ訪問収集

重傷病、心身の不調やメディアスクラム等により、回収場所までごみを持参することが困難な場合に、自宅(玄関先等)へ訪問し、収集します。

60日間まで



5 緊急支援



性犯罪被害者支援

性犯罪被害を受けた場合、外傷、性感染症はもとより望まない妊娠への対応のため、できるだけ早く医療機関で受診することが重要です。専門の相談員がお話をお聞きし、ご希望に応じて、医療機関や警察等への同行等の支援を行います。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。性別等に関係なくどなたでもご相談いただけます。不安なこと、心配なこと、お聞かせください。

※性感染症検査、緊急避妊等の医療費を助成します。



- ☆が付いている支援は、民間サービス等を利用した際の費用を事後に助成するものです。
- 支援2~4については、最大の金額、回数をお示ししています。

- ☑ 各支援には詳細な要件や期限等があります。まずは世田谷区犯罪被害者等相談窓口へご連絡ください。
- ☑ 申請には専門の相談員による面談が必要です。

犯罪被害について

- **対象となる犯罪被害について**
令和7年4月1日以降に発生した死亡、重傷病、性犯罪被害、放火被害が対象となります。また、原則、警察に被害届を提出し、受理されたものが対象となります(緊急支援を除く)。
※詐欺などの財産被害は対象となりません。
- **性犯罪被害について**
刑法に規定される不同意わいせつ罪・不同意性交罪(未遂罪を含む)です。
- **重傷病について**
身体への直接的な被害により生じたケガにより、おおむね1か月以上の治療を要すると医師が認めたものです。なお、交通事故の場合は、過失運転致死傷罪ではおおむね3か月以上、危険運転致死傷罪ではおおむね1か月以上の治療を要するものが対象となります。
- **放火被害について**
死亡、重傷病の被害を伴わない住居への被害のみで、現在の住居に住めなくなった被害が対象となります。

支援ごとの要件等

該当の支援 1	犯罪被害 死亡、重傷病、性犯罪被害 申請できる方 犯罪被害を受けた区民 ^{※1} 、ご遺族	該当の支援 2,4	犯罪被害 死亡、重傷病、性犯罪被害 申請できる方 犯罪被害を受けた区民 ^{※2} 、ご遺族(区民) ^{※2} 、ご家族(区民) ^{※2}
該当の支援 3	犯罪被害 死亡、重傷病、性犯罪被害、放火被害 申請できる方 犯罪被害を受けた区民 ^{※1} 、犯罪被害を受けた区民と同居していたご遺族	該当の支援 5	犯罪被害 性犯罪被害 申請できる方 犯罪被害を受けた区民 ^{※1}

※1 犯罪発生時に区民。申請時には区外に転出している場合も含まれます。
※2 申請時に区民。犯罪発生時には区民でない場合も含まれます。

※ご遺族、ご家族にはパートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方も含まれます。